

## I はじめに

こんにちは。富永浩明弁護士と蘇潔澈教授のご報告をよく聞きました。

二方のご報告を通じ、日本及び中国で金融監督機関が倒産手続において具体的にどの役割を果たすのかについて理解できる有益な機会となりました。

特に、日本の場合には、金融監督機関が一般企業、特に中小企業の経営正常化を支援するために、どのような役割を果たしているかについて、そして中国の場合には、金融機関の倒産手続において、金融監督機関がどのような役割を果たしているかについて深く理解し、韓国における金融監督機関の役割と比較し検討することができましたので、こうした機会を提供していただきありがとうございます。

## II 韓国制度の紹介

各国の金融監督機関が中小企業の経営正常化を支援、監督し、金融機関の倒産手続に介入する理由は、中小企業や金融機関の倒産が一般国民に与える影響と被害が大きいためであると考えられ、こうした傾向は、2008年の世界金融危機以来、さらに強まったものと理解されます。

韓国の金融監督機関も、その間に中小企業の経営正常化を支援しようと努力し、金融機関の倒産手続についても積極的な役割を果たしてきました。

### 1 迅速な金融支援プログラム (Fast Track) を中心とした中小企業の金融支援

韓国の金融監督院は、金融消費者保護所の傘下に庶民中小企業支援室を設け、政府の中小企業の金融支援のための政策を支援していますが、これらの政策は、大きく 1) 政策資金支援と信用保証を通じた政府の政策金融、2) 関係型金融、技術金融、クラウドファンディングなどを通じた金融圏支援制度、3) 迅速な金融支援プログラム (Fast Track) などがあります。

このうち、迅速な金融支援プログラム (Fast Track) は、2008年の世界金融危機を契機に、2008年10月13日に制定された「中小企業『Fast-Track プログラム』の共同運営指針」に基づいて運営されたもので、この指針は、2016年12月26日に14回改正が行われ、2021年12月31日まで効力を持ちます。

迅速な金融支援プログラム (Fast Track) は、すべての支援が1カ月以内に行われることを原則とする迅速性を最大の特徴としていますが、銀行法による銀行、韓国産業銀行、韓国輸出入銀行など韓国の主要銀行と信用保証基金と技術保証基金に上記の指針が適用され、これらの指針が適用される債権銀行は上記の指針に従う義務を負います。

つまり、上記の指針は、債権銀行は、迅速な金融支援プログラム (Fast Track) 推進計画と内容、支援実績 (株単位) などを金融監督院長に報告しなければならないと規定しており、また、債権銀行は、上記の指針の事項を誠実に遵守する義務を負うと明示的に規定しています。これにより、上記の指針は、債権銀行に迅速な金融支援プログラム (Fast Track) を履行し、中小企業への支援を強制しています。

ただ、これらの義務を負う債権銀行に対しては、1) 金融監督院長に Fast-Track プログラムによる支援実績が、銀行経営実態評価 (CAMELS) に反映されるように要請することができ、2) 不公正取引の余地がない範囲内で支援対象企業とその改善の成果を共有することができる方案を経営改善特別約定などに含めることができるようにするインセン

ティブを提供しています。

迅速な金融支援プログラム（Fast Track）が設けられた主な理由の一つは、特に、2008年のグローバル金融危機当時のキコ（KIKO）事態の解決でした。当時、韓国の中小輸出企業はファンヘトジのためにキコ（KIKO）に加入した後に、為替レートの急騰で相当な被害を受けましたが、2010年金融監督院の調査結果によると、当時、キコ（KIKO）事態で被害を受けた企業は、合計738カ所、損失規模は3兆2274億ウォンと推定されます。10年が経過した現在、金融監督院はキコ（KIKO）事態を再び全面的に再調査すると明かしましたが、この事態が、当時、いくら大きな波紋を起こしたのかを知ることができます。

これらの理由で、迅速な金融支援プログラム（Fast Track）は、キコ（KIKO）など、通貨オプション取引に関連して損失が生じた企業に対しては、1) 該当損失金を融資に切り替え、2) このため支援された新規資金については、他の新規資金支援とは異なり、優先弁済権も認められていない等の特別な支援政策を設けています。

## 2 不良金融機関に対する金融監督機関の役割

韓国は、金融監督機関の不良金融機関の処理を「金融産業の構造改善に関する法律」で規定していますが、その内容は、大きく1) 適期是正措置、2) 契約移転決定、3) 破産手続に分けることができます。

適期是正措置は、金融委員会が資本増加または減少、保有資産の処分、株式の消却と営業譲渡などを勧告、要求または命令することを指します。適期是正措置の履行のために、金融機関に対し合併、営業の譲渡または契約の移転を命じる場合、金融委員会は、他の金融機関を指定し、命令の対象となる金融機関との合併、営業の譲り受けまたは契約移転を勧告することができます。

金融委員会は、不良金融機関が適期是正措置による命令を履行しなかったり、負債が資産を明らかに超えて、命令の履行がなされ難いと判断された場合には、契約移転決定をすることができ、法は、これらの契約移転決定が「行政処分」に該当するという点を明確に規定しています。大法院はまた、契約移転決定が行政処分に該当すると判示しています。

また、金融委員会は、金融機関に「債務者回生及び破産に関する法律」による破産の原因があることを知った場合には、破産申請をすることができ、金融監督院長又は破産参加機関は、金融委員会に当該金融機関のための破産申請を提案することができます。金融委員会の破産申請が行政処分に該当するかどうかについては、大法院は、裁判所に対する裁判上の請求として、それ自体で権利、義務に影響を与えるものではないので、行政処分ではないと判示しています。

このように、韓国はまた、金融監督機関が金融機関の倒産手続において主な役割を果たしています。これらの金融監督機関主導の倒産手続のほか、金融機関の場合にも、「債務者回生及び破産に関する法律」による回生手続を進めることができるかは議論がありました。韓国は、IMF 当時東西証券と高麗証券の回生手続開始申請がありましたが、回復の可能性がないという理由で、裁判所で棄却した事例があります。

なお、金融監督機関の場合、不良金融機関を迅速に処理することも重要ですが、金融機関が不良になることを事前に防ぐことも重要です。これに関連し、農協銀行、新韓銀行、ウリ銀行、KEB ハナ銀行、企業銀行、国民銀行、韓国産業銀行と韓国輸出入銀行がそれぞれ出資し連合資産管理（UAMCO）を設立し、金融機関が保有する不良債権（NPL）を引き受ける業務を行うことにし、これを通じて不良債権の効率的整理と不良債権市場の活性化が行われました。

## III 質疑討論

以上で、韓国における金融監督機関の中小企業支援政策と金融機関の倒産手続におけ

る役割について簡単に紹介しました。

最後に、富永浩明弁護士と蘇潔澈教授の報告した内容の中で、少し不明な点がありましたので、簡単に質問したいと思います。

## 1 日本の規制当局による倒産実務に関して

前で紹介したように、韓国の場合には、主要銀行は、「中小企業『Fast-Track プログラム』の共同運営指針」の適用対象であり、上記の指針の定めにより、中小企業を迅速に支援することが強制されています。

また、現在は、失効状態にありますが、従来の企業構造調整促進法は、債権金融機関が不良兆候企業を、回生手続の前に、ワークアウトの手続でより柔軟かつ効率的に経営改善を行うことができるので、これらの企業構造調整促進法は、再び施行が発議され2018年9月20日に国会本会議を通過し、再施行を控えています。

日本の場合には、中小企業金融円滑化法が2009年に施行されましたが、2013年に終了され、それ以降には、中小企業再生支援協議会と経営支援政策パッケージなどを通じて金融監督当局が中小企業などの支援に関与しているものと理解されます。ところが、このような支援は、最終的に、民間金融機関の協力があってはじめて、その実効性が確保されるものと思われませんが、民間金融機関の支援と私的整理案などがどのような方法で実施されているのか、つまり、どのような強制があるのか、それともインセンティブなどの方法で奨励されているのかについて説明していただければ幸いです。

そして、韓国では、企業構造調整促進法が時限立法として制定されることにより、その有効期間が満了するたびに、企業構造調整促進法を再制定するかどうかと、時限立法ではない常時法として制定すべきかどうかの議論が続いてきました。韓国の金融監督機関は、企促法が廃止された後、債権金融機関の協約を通じて対応してきましたが、強制力が弱まり、協約加入率も下がり限界があると主張しており、金融界と産業界も企促法に基づいて実施する中小企業の定期信用リスク評価が中断され、自動車、造船など一部の業種の不振が続くという理由で、企業構造調整促進法の必要性を主張しています。このような背景のもとで、韓国では、最近、企業構造調整促進法を再び国会で通過させたものと考えられ、これに加えて、企業構造調整促進法を常時法で定着させることを真剣に議論しているのが実情です。

日本の場合、中小企業金融円滑化法が終了するときに、これらの議論があったのか、どのような理由で、当該法律が延長されず、終了したのかについてご説明をお願いします。

そして、現在、中小企業金融円滑化法やこれに準ずる企業改善法の立法が必要だという意見や議論はないかについてもご説明をお願いいたします。

## 2 中国の金融機関の倒産過程における金融監督機関の役割について

前で紹介したように、韓国の場合、「金融産業の構造改善に関する法律」を通じて1) 適期是正措置、2) 契約移転決定、3) 倒産手続を進めることになるが、これは紹介してくださった、中国の早期関与制度、引受管理と倒産手続も、これと似たような手続であると理解されます。

ところが、おっしゃったところによると、金融機関についても、企業破産法の規定がまだ適用されているものと理解されますが、もし金融機関に対して一般企業破産法に基づく回生手続や倒産手続開始申請が行われる場合には、どのような方法で処理されるか、もし事例があれば、説明して下さるようお願いいたします。

また、韓国の場合には、金融機関の倒産手続が開始される場合、金融委員会が管財人を推薦することができ、預金者保護法は、預金保険公社が保険金支払いや資金支援をする早急融資会社が解散または倒産する場合として、支援資金などを効率的に回収する必要があるときには、預金保険公社またはその従業員を清算人または管財人に選任しなけ

ればならないとしています。

これに関連し、中国の場合にも、このように、金融機関の倒産手続における管理人または管財人を金融監督機関の定める者等に選任すべきであるという規定があるのか、実際の金融機関の倒産手続の管理人または管財人に誰が選任されるかについてのご説明をお願いします。

最後に、中国でも金融機関の不良資産を処理するための事前の措置や関連機関があるかについてのご紹介もお願いします。